

神奈川県立高等学校の受検料・入学料には減免制度があります

別紙

共通選抜用

- ◇ 減免の対象
神奈川県立高等学校では、受検料（入学検定料）、入学料について、全部又は一部を減免する制度があります。減免の対象となる方は次のいずれかに該する方です。
 - 1 生活保護を受けている方→全額免除
 - 2 児童福祉施設等に入所されている方→全額免除
 - 3 経済的な理由により学費の負担が困難な方（下記の収入審査が必要）
保護者の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が、
非課税（0円）→全額免除、85,500円未満→半額免除
 - 4 失職等による家計急変→全額免除
(世帯年収が約350万円まで減少した方が対象であり、収入審査が必要です。)
 - 5 災害を受けた場合→全額免除

区 分		受検料（入学検定料）		入 学 料	
全 日 制 の 課 程	2,200 円（全額免除）	5,650 円（全額免除）	1,100 円（半額免除）	2,825 円（半額免除）	
定 時 制 の 課 程	950 円（全額免除）	2,100 円（全額免除）	475 円（半額免除）	1,050 円（半額免除）	

※出願サイトで、受検料及び入学料を納付する際のシステム利用料は減免の対象外となります。

◇ 申請方法及び申請先

申請方法	申 請 先	受 付 時 間
電子申請 (※1)	受検料 (入学検定料) e-kanagawa 電子申請システム 申請先は志願予定の県立高等学校	申請期間中は全日程 24 時間受付 (電子申請システムのメンテナンス時間は除く)
書面申請 (※3)	志願予定の県立 高等学校事務室 申入する 県立高等学校 事務室	月曜日から金曜日までの毎日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで (※2) 祝日、年末年始 12 月 29 日～1 月 3 日を除く

※1 電子申請の受付期間は令和6年12月1日～令和7年1月22日までです。電子申請受付期間後については書面申請のみの受付となります。(期間後に二次募集や定通分割選抜のための免除申請を行う場合)

※2 学校により受付時間が異なる場合があります。

※3 原則、電子申請受付期間は電子申請での受付になりますが、書面申請を希望する場合、事前相談で、その旨を申し出ください。

◇ 減免申請の流れ 裏面を御覧ください

- ◇ 事前相談及び申請書等の提出期限
 - ・一括申請（受検料（入学検定料）と入学料の减免申請を一括で行う場合）：下記①の事前相談の締切日までに志願予定の県立高等学校事務室に相談をして、申請期限までに申請してください。
 - ・個別申請：下記①②の事前相談の締切日までに県立高等学校事務室（受検料は志願予定の県立高等学校、入学料は入学する県立高等学校）に相談をして、申請期限までに申請してください。

区分	① 受検料（入学検定料）		② 入学料	
	事前相談の締切日	申請期限	事前相談の締切日	申請期限
共通選抜 (全日制・定時制)	1月10日(金)	募集期間の前日	3月3日(月)	入学手続の前日まで

※1 減免申請には電子申請・書面申請とともにに出願サイトの登録番号が必要になります。

※2 出願時までに減免の結果が通知されなかった方は、受検料の全額を納付してください。その後、全額又は半額の免除が決定した場合は、還付請求をすることで納付した額を返金いたします。

※3 二次募集・定通分割選抜については、締切日や手続きの流れが本案内とは異なるところがありますので、詳細は志願先の各高等学校にお問い合わせください。

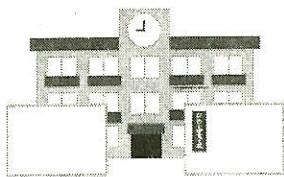
問合せ先

県立高等学校事務室又は、神奈川県教育委員会教育局行政部
財務課財務指導グループ（電話 045-210-8113）

受検料（入学検定料）の減免申請（手続）の流れ

受検料（入学検定料）の減免を申請される方は、次の手続きをお願いします。

1 事前相談



事前相談



志願予定の県立高等学校事務室へ電話等で事前にご相談ください。

必要書類や電子申請方法について担当者からご案内いたします。

【相談先】

志願予定の県立高等学校

申請後志願先を他の県立高等学校に変えた場合でも、新たに申請する必要や、申請先への連絡は不要です。

全ての県立高校で同じ基準で免除の審査します。

入学料のみ減免申請する場合は、入学する高等学校事務室にご相談ください。

2 申請（原則、電子申請で受付しています）

電子申請の場合

二次元コード



e-kanagawa 電子申請システムにて申請してください。

受付期間

2024年12月1日～2025年1月22日

申請ページURL

<https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerListDetail?tempSeq=67526>

申請には証明書類のアップロードが必要です。期間内で用意する必要があります。

※電子申請受付終了後の二次募集や定通分割選抜のための免除申請については、志願先の県立高校へお問い合わせください。

書類申請の場合

申請書等の様式は各公立中学校又は県立高等学校で受け取ってください。



書類申請を希望される方は、志願予定の県立高等学校事務室に必ず事前相談をした上で、申請書類等を提出してください。

証明書類等の発行が間に合わない場合、申請書のみ提出期限までに必ず提出してください。

申請書が提出期限までに提出されない場合は減免できません。

3 審査



申請内容をもとに県立高等学校で審査します。

申請内容等に不備等がある場合は、高等学校から連絡する場合があります。

4 減免結果通知



申請者宛てに審査結果通知が郵送で届きます。

全額または半額の免除が許可された方は「審査結果確認証」が同封されています。

結果通知

5 志願手続き

出願サイトで志願者アカウントの作成後に県立高等学校で令和7年1月22日までに減免登録を行います。登録が反映されていることを出願サイトにログインして確認してください。

登録が反映されていない場合は申請先へお問い合わせください。

【全額免除】

出願サイトにて、全額免除になっていることを確認してください。(受検料を納付する必要はありません。)

【半額免除】

出願サイトにて、半額になった受検料を納付してください。

※二次募集・定通分割選抜で入学願書を書面で提出する際、全額免除の場合は、「審査結果確認証」を1枚、入学願書の裏面にのり付けして提出してください。半額免除の場合は、上記に加えて納付後の「収入済証明書」を入学願書の裏面にのり付けして提出してください。

6 入学手続き

【全額免除】

出願サイトにて、全額免除になっていることを確認してください。(入学料を納付する必要はございません。)

【半額免除】

出願サイトにて半額になった入学料を納付してください。

※入学手続時までに減免の結果が通知されなかった方は、入学料を全額納付してください。その後、全額又は半額の免除が決定した場合は、還付請求をすることで納付した額を返金いたします。

【減免申請の結果が不許可であった方】

受検料、入学料の全額を納付してください。

※二次募集及び定通分割選抜の場合は、「審査結果通知」を持参し、受付窓口で提示してください。